共済預金からのお知らせ

共済組合では、共済預金口座の副印鑑（通帳表紙裏面に貼付しているお届印）の貼付を原則廃止するとともに、既に副印鑑が貼付された通帳をお持ちの方については、希望により副印鑑の取外しができるものとしております。
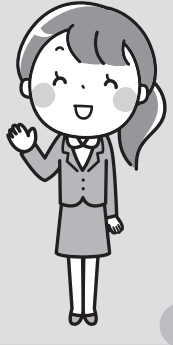
また、副印鑑の貼付がない通帳で共済預金の払戻しを希望する場合は、口座開設店のみでの払戻しとなりますので、本組合の入学貸付などで臨時にお金を必要とする場合にはご注意ください。